

(公社) 徳島森林づくり推進機構請負事業入札心得

平成25年4月1日制定

平成26年4月1日改訂

平成28年7月1日改訂

(目的)

第1 公益社団法人徳島森林づくり推進機構(以下「機構」という。)が行う一般競争入札及び指名競争入札の場合において、入札参加者の守るべき事項を定める。

(入札に関する留意事項)

第2 入札参加者は、機構が指示した設計図書、現地等を熟知のうえ入札するものとする。入札書記載金額は、特に指示のない限り契約希望金額の108分の100に相当する金額とする。

2 入札書は様式1により作成し封かんのうえ、入札参加者の氏名を標記し、指定された時刻までに入札箱に投函しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引換、変更又は取り消しをすることができない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。

5 代理人が入札する場合の記入例

住所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 氏名 印

(入札の辞退)

第3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする

る。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものでない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者、若しくは疑いのある者はこの限りでない。

（公正な入札の確保）

第4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

（当該入札が無効となる事項）

第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 記名捺印のない入札
- (2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (3) 同一事項に対してした2通以上の入札
- (4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (6) 入札金額を訂正した入札、及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札

- (7) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(再入札)

第7 開札の結果、落札に至らないときは、直ちに再度入札を執行する場合がある。この場合、入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

(落札者の決定)

第8 予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札をしたものを落札者とする。ただし、落札となる同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(契約の締結)

第9 落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日（業務委託契約においては、5日）以内に契約を結ばなければならない。

2 契約保証金の納付を必要とする契約にあっては、契約締結時に契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付、又はその納付にかかる担保を提供しなければならない。

3 連帯して契約の履行義務を負う連帯保証人を必要とする契約にあっては、契約締結前に、その者が適格であるか発注者の同意を得なければならない。

4 第1項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

5 落札者は、第1項又は第4項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

附 則

平成25年4月1日より施行する。

附 則

この改訂は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この改訂は、平成28年7月1日より施行する。